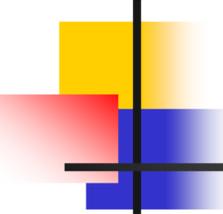


現行ガイドライン制定の背景と現状 (要旨)

騒音障害防止研究会
令和元年5月23日

労働衛生コンサルタント
近藤 充輔



ガイドライン制定以前の状況

《法規制等》

- 労働安全衛生規則
 - ・騒音作業場の原因除去、改善措置
 - ・強烈な騒音の伝ば防止措置
 - ・著しい騒音を発する屋内作業場の騒音測定(1回/月)
 - ・強烈な騒音を発する場所の耳栓等防音保護具
- 特殊健康診断指導指針
(昭和31年5月18日基発第308号)
 - 4 強烈な騒音を発する場所における業務

《社会的な情勢：難聴訴訟》

造船所の退職労働者22人が
騒音性難聴の損害賠償を求めて提訴。
(請求額：1億7,400万円)

- 昭和59年7月 「神戸地裁判決：17人に総額2,475万円」
- 昭和63年11月「大阪高裁判決：12人に総額1,507万円」
- 平成3年4月 「最高裁判決：上告棄却」

(判決要旨)

- ・騒音対策、安全配慮義務が不十分であった。
- ・耳栓の支給や聴力検査体制も不十分。
- ・聴力が低下した社員の配置転換も行なっていない。
- ・10人の訴えを棄却
(騒音以外が聴力低下の原因)

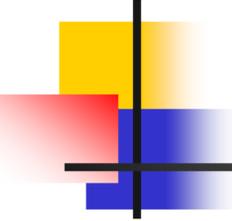
《騒音管理の強化》

労働省では騒音管理の検討を専門家に委託した。

- 昭和61年8月
「職場に於ける騒音管理のあり方に関する
専門家会議報告書」が策定された。
『**新騒音管理**』の考え方 ⇒ ガイドラインへ
- 『**新騒音管理**』をサポートする調査・研究
 - ・騒音実態調査等研究報告書
(日本作業環境測定協会)
 - ・作業環境騒音の評価について
(北里ヘルスサイエンスセンター、北里大学)

《事業場の騒音管理の状況》

- 法及び行政指導に基づく対応
騒音測定と聴力健診を実施、保護具を支給
- 個人ばく露測定を自主的に実施
- 可能な範囲で騒音対策を実施



ガイドライン制定後の状況

「騒音障害防止のためのガイドライン」 (平成4年10月1日基発第546号)

- 等価騒音レベルの測定(場の評価)
- 管理区分に応じた対策
 - ・標識による「管理区分」の明示
 - ・作業方法、作業環境の改善
 - ・防音保護具の使用と掲示
- 健康診断結果に基づく事後措置
 - ・防音保護具の使用
 - ・騒音作業時間の短縮等

《防音保護具の問題点》

- 防音保護具：耳栓と耳覆い（イヤーマフ）
JIS規格（JIS T 8161）

- ガイドラインの解説

《防音保護具使用の留意点》

- ・ 耳の穴の形や大きさが異なるので、その人に適したものを使用すること。
- ・ 装着の緩みや隙間があると、十分な効果が得られないので、正しく使用すること。

一人ひとりの耳栓効果を確認する必要がある。

《耳栓遮音効果測定装置の開発》 (耳栓チエッカー)

「耳栓チエッカー」の利点

- ・一人ひとりの耳栓効果を確認できる。
- ・事務所や詰所等で測定できる。
- ・短時間(5分～10分/人)で測定できる。
- ・比較的安価である。

《聴覚保護の考え方》

- 騒音ばく露量、周波数特性の把握
- 耳栓遮音効果の確認
- 実効A特性重み付け音圧レベル
(*鼓膜に伝わる音圧*)
= 騒音ばく露量－耳栓遮音効果 ≤ 基準値

$$L'_{p,A} = 10 \log_{10} \sum_{k=1}^7 10^{0.1(L_{p,f(k)} + A_{f(k)} - APV_{f(k)})}$$

$L_{p,f(k)}$: 音圧レベル ($f(k)$: 周波数)

$A_{f(k)}$: A特性重み係数

$APV_{f(k)}$: 耳栓遮音効果